

エックス線装置及びガンマ線照射装置取扱業務特別教育

概要

エックス線装置及びガンマ線照射装置を取り扱う業務には特別教育の受講が必要となります。（令和 8 年 4 月～）これまで「透過写真の撮影の業務」に限定されていた特別教育の対象範囲が、法令の改正により拡大されたことによるものです。ただし、装置の内部にのみ管理区域が存在し、かつ、X 線又は γ 線の照射中に労働者の身体の全部又は一部がその内部に入ることのないように遮へいされた構造を備えた装置（ボックス型装置）の使用については、特別教育の対象から除外されています。（労働安全衛生規則第 36 条第 1 項第 28 号及び電離放射線障害防止規則第 52 条の 5）

カリキュラム

科目	範囲	時間
エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務に係る作業の方法に関する知識	<ul style="list-style-type: none">・作業の手順・電離放射線の測定・被ばく防止の方法・事故時の措置	1.5
エックス線装置又はガンマ線照射装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	<ul style="list-style-type: none">・エックス線装置の原理・エックス線装置のエックス線管、高電圧発生器及び制御器の構造及び機能・エックス線装置の操作及び点検	1.5
	<ul style="list-style-type: none">・ガンマ線照射装置の種類及び型式・線源容器の構造及び機能・放射線源送出し装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置の構造及び機能・放射線源の構造及び放射性物質の性質・ガンマ線照射装置の操作及び点検	1.5
電離放射線の生体に与える影響	<ul style="list-style-type: none">・電離放射線の種類及び性質・電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	0.5
関係法令	労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)、労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	1.0

計 6 時間

透過写真撮影業務特別教育の修了証は改正後も使用可能か

透過写真撮影業務特別教育修了者は、改正後も透過写真撮影業務に就くことができます。ただし、その他の装

置・照射装置の取扱いに従事する場合は、当該範囲についての特別教育を受講する必要があります。その場合、透過写真撮影業務特別教育と重複する部分については省略可能とされています。

参考：「労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令等の施行等について（基発 1029 第 1 号令和 7 年 10 月 29 日）」より引用

「改正前に透過写真撮影業務に係る特別教育を受講した労働者が、改正後に透過写真撮影業務以外のエックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務に従事する場合には、当該労働者が、必要な特別教育の科目のうち全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる場合に限り、安衛則第 37 条に基づき、重複する特別教育の科目の全部又は一部を省略して差し支えないこと。

この場合に省略可能な科目は、電離則第 52 条の 5 第 1 項に定める科目のうち、以下の範囲が該当するものであること。

- ア 第 1 号に掲げる科目のうち、「作業の手順」以外の範囲
- イ 第 2 号に掲げる科目のうち、「装置の操作及び点検」以外の範囲
- ウ 第 3 号に掲げる科目の全部
- エ 第 4 号に掲げる科目のうち、改正省令による改正以外の範囲

なお、従前から当該業務に熟達している等、十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、「作業の手順」及び「装置の操作及び点検」についても省略して差し支えないこと。」

※改正省令について

労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（令和 7 年 10 月 29 日厚生労働省令第 108 号）

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H251029K0070.pdf>

透過写真撮影業務特別教育規程の一部を改正する件（令和 7 年 10 月 29 日厚生労働省告示第 287 号）

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H251029K0080.pdf>

労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令等の施行等について（基発 1029 第 1 号令和 7 年 10 月 29 日）

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T251030K0160.pdf>

労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令等の施行等について（基安労発 1029 第 4 号令和 7 年 10 月 29 日）

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T251104K0040.pdf>

一般財団法人 労働安全衛生管理協会

受講のお手続きは協会ホームページからおねがいします。

<https://www.roudouanzen.com>